

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

本市では、平成28年3月策定の第2次総合計画基本構想を基に、「連携」と「協働」により、「創造」と「循環」を生み出しながら、「地域自治を大切にした日本一住み良いまちづくり」に取り組んでいます。

近年、少子高齢化や核家族、ひとり暮らし高齢者の増加などが進む中、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、隣近所など身近な地域でのつながりが希薄化している状況にあります。

住み慣れた地域でみんなが、いきいきと暮らし続けることができるまちを実現するためには、住民一人一人が地域に関心を持ち、お互いに支え合い・助け合うことがますます重要となっています。

本計画では、第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画において定めた「みんなでつくろう！誰もが安らげる福祉のまち 由布市」を発展させ、福祉分野だけでなく多様な機関がつながり、支え合いが広がり、全ての人が安心して暮らせるよう、「ささえあい つながり 共に生きるまち 由布市」とし「地域共生社会」の実現を目指します。

そのため、福祉に関するより一層充実した取組みを図ることで、市民をはじめ、行政区などの地域の組織や団体、民生委員・児童委員や福祉推進員、福祉サービス事業所、各種関係機関などが、市と社会福祉協議会が協働することにより、全ての市民が安心して暮らせる、人にやさしいまちの実現を目指します。

ささえあい つながり
共に生きるまち 由布市



2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を継続し、地域住民と福祉関係事業所等・社会福祉協議会・行政が協働して取り組んでいきます。

基本目標1 支え合いの気持ちや地域の人材づくり

地域共生社会の実現に当たっては、一人一人の意識醸成や、人材育成及び地域活動の活性化を通じて地域福祉の基盤づくりに取り組む必要があります。また、高齢者、障がいのある人など地域で暮らす人のそれぞれの状況についての理解を深め、助け合う意識づくりを推進します。

また、地域で積極的に福祉活動を行うボランティアや認知症サポーター、各種団体などの担い手の育成を進め、住民が気軽に自分のことから参加できる機会を増やします。

基本目標2 支え合いの仕組みづくり

少子高齢化が進む中で地域を維持していくためには、住民同士の支え合いが必要不可欠です。住民がお互いに支え合いながら地域の課題を地域の中で解決できる「地域力」を高める取組みを推進し、持続可能な地域づくりを目指します。

また、孤独死やダブルケア、8050問題といった公的支援の狭間にあるために支援が行き届かない場合にも対応できるよう、分野横断的な取組みを進めます。

基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり

地域の中では、子どもから高齢者、子育て世代や障がいのある人など、様々な人が暮らしており、課題も複合化・複雑化しています。そのため、地域の中で困難を抱えている人が、それぞれの状況や困りごとに応じて適切な支援・サービスにつながるよう、包括的な相談支援体制や情報提供体制を整備していきます。

また、住民の成年後見制度への理解を高め、成年後見制度の利用促進、市民後見人の育成を図るとともに、高齢者、障がいのある人、児童等に対する虐待防止と早期発見・早期対応の取組みを進めます。

基本目標 4 安全・安心なまちづくり

支援が必要な人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らしていくためには、日頃の安全対策や防災・防犯対策等、住民の命を守る取組みが必要不可欠です。地域が一体となった災害時の支援体制を構築するとともに、地域の見守り等による防災・防犯活動を推進します。

また、高齢者や障がいのある人、子ども等をはじめ、道路や各種施設等が誰にとっても利用しやすく、全ての市民が安全・安心かつ快適に生活できる住環境づくりを推進するとともに、隣近所での声かけ等により、地域での支え合い、助け合い等も含めた、移動手段の確保に努めます。



3. 地域共生社会の実現に向けた重点的な取組み

「地域共生社会」の実現に向けては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じる様々な課題の解決に向けた取組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていくこととなります。

本計画の基本理念の実現に向け、4つの基本目標に基づき実施する施策・事業の中で、特に本計画期間において「地域共生社会」の実現を目指していく上で、次の3つの項目を重点的に取り組むこととします。

重点施策1：地域課題解決のための仕組みづくり（我が事）

地域福祉施策・事業がより実効性のあるものとなり、地域で生きる様々な人の支えとなるよう、個人・世帯・地域における問題・課題の発見から、関係機関・団体における課題の共有、多様な主体の連携や地域資源の活用を通じた課題の解決までを見通すことのできる、地域課題解決のための仕組みづくりに取り組みます。

重点施策2：包括的な支援体制の整備（丸ごと）

複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向け、施策分野の枠を越えた、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援や、地域資源を活用しながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する参加の支援、地域社会からの孤立を防ぎます。また、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すための地域づくりの支援等を行い、誰も排除されることのない包括的な支援体制の整備に取り組みます。

重点施策3：災害時に支え合える地域のつながりづくり (福祉関連計画が共通して取り組むこと)

少子高齢化を背景に地域コミュニティが変容する中、地域の連帯意識が低下しているといわれていますが、よりよい地域コミュニティづくりを推進することは、地域の防災力を高め、安全で住みやすい地域づくりを進めるためにも非常に重要となります。今一度、改めて地域のつながり・支え合いについて見つめ直し、平常時からの人々の交流を促進することで、災害時にも支え合える地域づくりを進めます。特に、福祉的な避難を必要とする人が、安心して避難できるよう、防災分野と連携し、避難体制の整備（個別避難計画※作成）に努めます。

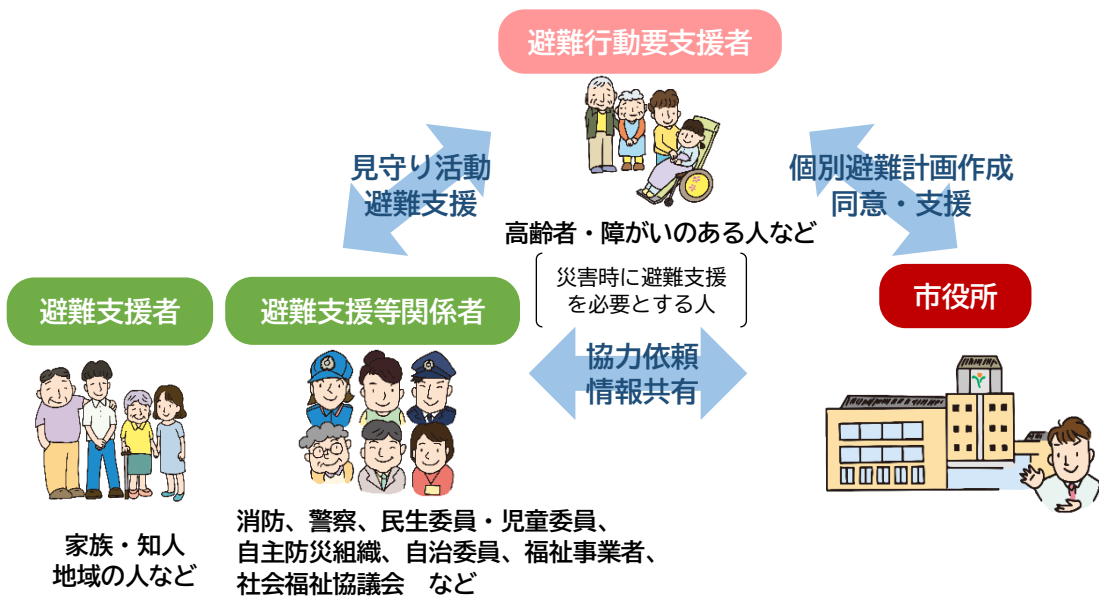
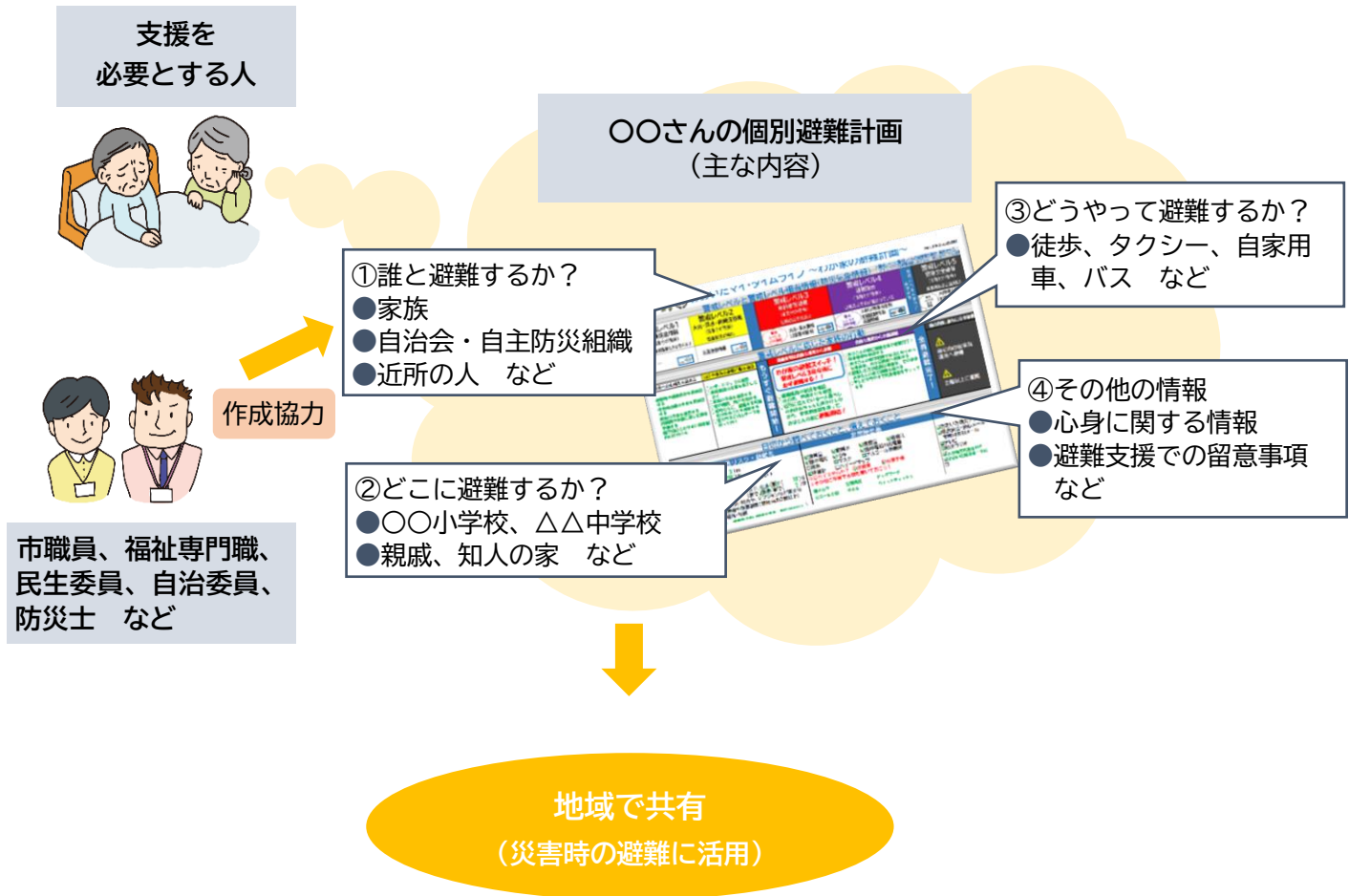
■防災対策の基本

自助	住民一人一人が自分の命は自分で守る
互助・共助	地域住民が連携してまちの安全はみんなで守る
公助	行政が災害に強い地域の基盤整備を進める

※個別避難計画とは

災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の方が、安心して避難できるよう、「誰と、どこに、どうやって避難するのか」を一人一人の状況に合わせて事前に作成しておき、災害時に備えるもの。

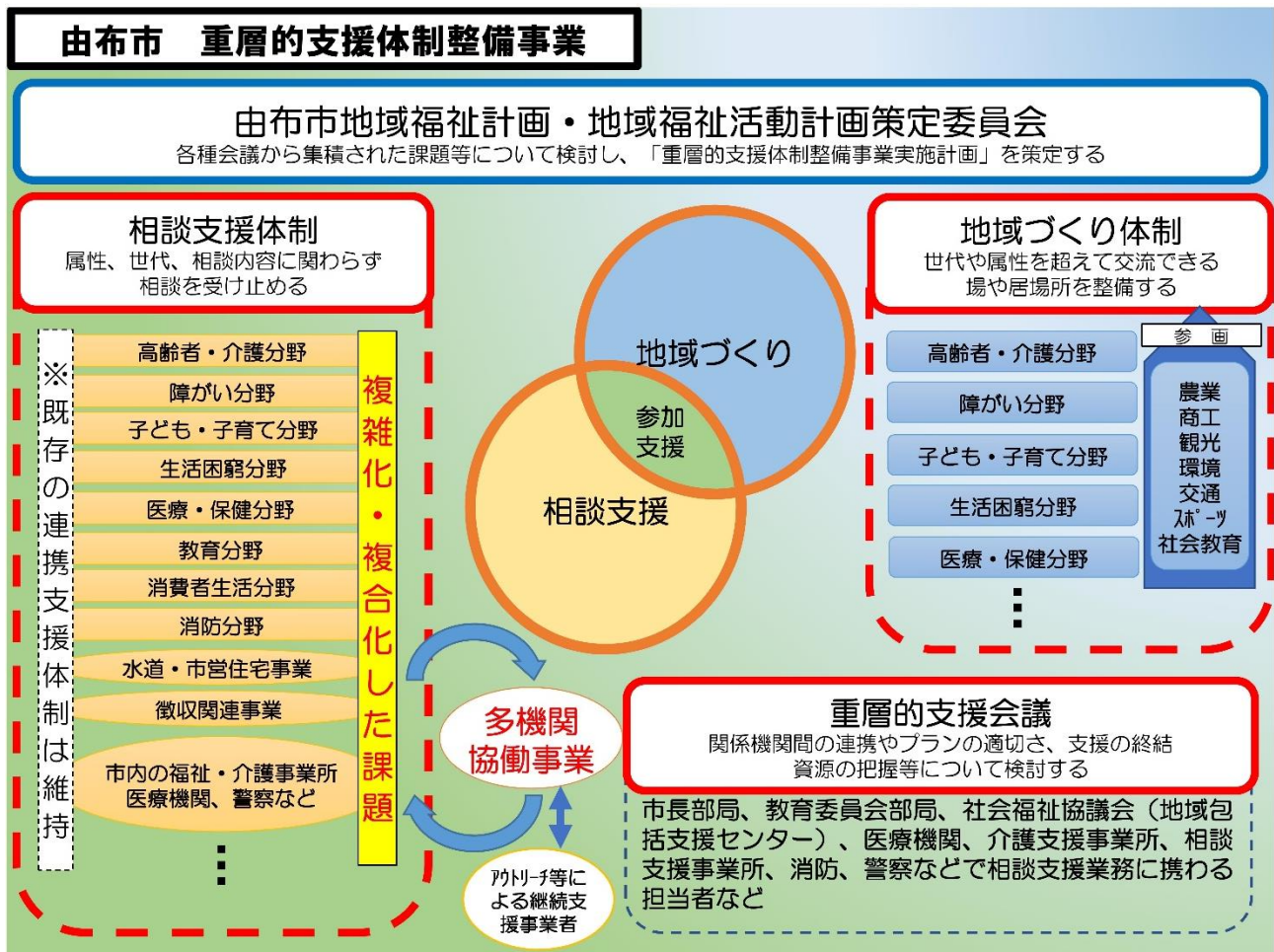
■個別避難計画の内容と避難支援のイメージ



4. 重層的支援体制整備事業に向けた今後の方針

令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業が新たに位置付けられました。

本市においても、令和4年4月より重層的支援体制整備事業への移行準備事業に取り組み、令和7年度に重層的支援体制整備事業へ移行する予定としています。



(1) 各事業の実施方針及び実施状況

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第 106 条の4第2項の1号から6号までの以下の全ての事業を実施することが必須要件となっています。

既存の相談支援体制等の取組みを活用しつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施していきます。

ア. 「1号 包括的相談支援事業」に関する実施方針

介護、障がい、子ども、生活困窮の既存の相談支援体制を活用しつつ、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行います。また、受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、多機関協働事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備します。

分野	事業概要	実施状況
介護	地域包括支援センター事業	実施中
障がい	障害者相談支援事業	実施中
子ども	利用者支援事業	実施中
生活困窮	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援）	実施中

イ. 「2号 参加支援事業」に関する実施方針

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行います。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

(令和5年度から実施予定)

ウ. 「3号 地域づくり事業」に関する実施方針

地域資源を広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備することで、交流・参加・学びの機会を生み出し、個別の活動や人をコーディネートし、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化し、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

分野	事業概要	実施状況
生活困窮	生活困窮者等の共助の基盤づくり事業	令和6年度から実施予定
介護	一般介護予防事業のうち地域介護予防活動支援事業（通いの場）	実施中
介護	生活支援体制整備事業	実施中
障がい	地域活動支援センター事業	実施中
子ども	地域子育て支援拠点事業	実施中

エ. 「4号 アウトリーチ等事業」に関する実施方針

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築する中で、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人たちの把握に努めます。
また、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、支援を必要とする人との信頼関係の構築に努めます。

(令和5年度から実施予定)

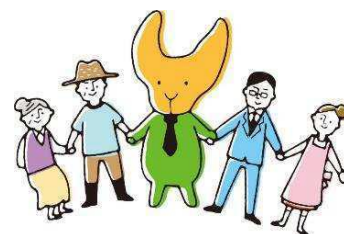
オ. 「5号 多機関協働事業」及び「6号 支援プランの策定」に関する実施方針

重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組みを通じて、関係者の連携の円滑化を進めるとともに、包括的な支援体制を構築できるよう支援を行います。

5号	多機関協働事業	実施中
6号	支援プランの作成	実施中

5. 計画の体系

基本理念	ささえあい つながり 共に生きるまち 由布市
------	------------------------



基本目標 1 支え合いの気持ちや地域の 人材づくり	1 支え合い・思いやりの福祉意識づくり 2 地域を担う人材の育成・支援 3 地域福祉に関わる団体の活動促進
基本目標 2 支え合いの仕組みづくり	1 自分らしく社会参加できる地域づくり 2 福祉をつなぐネットワークづくり 3 交流・福祉活動の場づくり
基本目標 3 適切な支援につなぐ仕組みづくり	1 福祉情報提供の充実 2 包括的な相談支援体制の充実 3 福祉サービスの充実 4 支援を必要とする人への自立支援 5 犯罪をした人の社会復帰支援 (由布市再犯防止推進計画) 6 権利擁護体制の充実
基本目標 4 安全・安心なまちづくり	1 地域と連携した防犯・防災対策の推進 2 人にやさしい住環境の整備